

自由と正義

ISSN 0447 7480
 1994 NO. 6
 平成6年 VOL. 45
 昭和十五年九月二十二日 第三種郵便物認可 平成6年六月一日発行(毎月一日発行) 第45巻 第6号
 日本弁護士連合会

自由と正義

特集

市民の立場に立った行政訴訟法の改革

一九九四年六月号

日本弁護士連合会

1994

定価六〇〇円(本体五八〇円)

発行所 東京都千代田区有明一丁目一番一号
 〒100 振替東京〇七八三四八
 日本弁護士連合会

経済法令研究会

〒162 東京都新宿区市谷本村町3-21
 ☎03(3267)4811/FAX 03(3267)4803

「金融・商事判例」別冊・増刊号

金融・商事判例

ビジネス関係主体の総合判例専門誌 (創刊昭和41年)

田中誠一監修 年間購読料一五、四五〇円(二部定価五七〇円)(税込)
 民事・商事に関する判例専門誌として、紛争予防・解決に参考となる実務に即応した重要判決をセレクトし、詳細かつ的確なコメントを付して紹介。特に最高裁判決は、事実関係を明らかにするため、また上級審と下級審の考え方を対比させるため、一・二審判決を併載。

新版 破産法 実務と理論の問題点 Ⅱ
 B5判 三〇〇頁 定価三五〇〇円(税込)

新版 会社更生法 実務と理論の問題点 Ⅱ
 B5判 二五八頁 定価三九九〇円(税込)

新版 和議・会社整理・特別清算 実務と理論の問題点 Ⅱ
 B5判 二二六頁 定価二八四〇円(税込)

リース取引 Ⅱ その理論と実務 Ⅱ
 B5判 一五八頁 定価二五七〇円(税込)

自動車保険の法律問題
 B5判 一九二頁 定価二八〇〇円(税込)

自動車事故分野の一流の学者による約款解釈のあり方、法的問題点を解明した自動車保険に関する唯一の体系的・専門的論文集



第一法規

〒107 東京都港区南青山2-11-17
 ☎(03)3404-2251 FAX(03)3404-2269

注解 民事訴訟法

現在までの学説・判例・実務を集成した本格的なコンメンタール——第II期(全3巻)完成!!

第II版 齋藤秀夫・小室直人・西村宏一・林屋礼二 編著
 ★A5判各巻平均300頁 定価五、五〇〇円(税込)全巻300巻

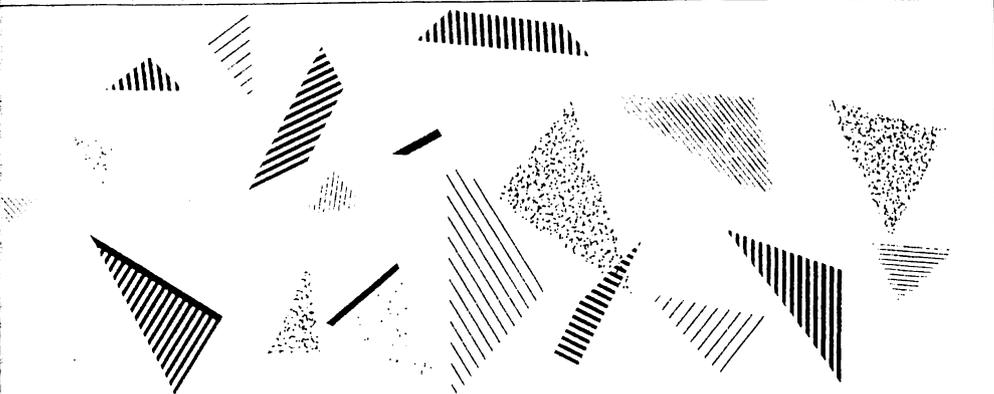
田民事訴訟法制定当時の学説・判例・実務の取扱いを総合的に把握し、客観的に論述した、民事訴訟法のコンメンタールの決定版です。学説・判例を広範囲に取り上げるとともに、「裁判の国際化」の視点から、国際民事訴訟法等も新設しました。実務経験豊富な裁判官・弁護士・研究者等による執筆で、最も信頼ある内容となっています。既刊1~5巻に続き、第II期6~8巻が完成しました。

主な内容

- 第I巻 ● 第1編 第一審ノ訴訟手続
- 第II巻 ● 第2編 第二審ノ訴訟手続
- 第III巻 ● 第3編 第三審ノ訴訟手続
- 第IV巻 ● 第4編 第四審ノ訴訟手続
- 第V巻 ● 第5編 第五審ノ訴訟手続
- 第VI巻 ● 第6編 第六審ノ訴訟手続
- 第VII巻 ● 第7編 第七審ノ訴訟手続
- 第VIII巻 ● 第8編 第八審ノ訴訟手続
- 第IX巻 ● 第9編 第九審ノ訴訟手続
- 第X巻 ● 第10編 第十審ノ訴訟手続
- 第XI巻 ● 第11編 第十一審ノ訴訟手続
- 第XII巻 ● 第12編 第十二審ノ訴訟手続
- 第XIII巻 ● 第13編 第十三審ノ訴訟手続
- 第XIV巻 ● 第14編 第十四審ノ訴訟手続
- 第XV巻 ● 第15編 第十五審ノ訴訟手続
- 第XVI巻 ● 第16編 第十六審ノ訴訟手続
- 第XVII巻 ● 第17編 第十七審ノ訴訟手続
- 第XVIII巻 ● 第18編 第十八審ノ訴訟手続
- 第XIX巻 ● 第19編 第十九審ノ訴訟手続
- 第XX巻 ● 第20編 第二十審ノ訴訟手続

第I期 好評発売中!!

- 第1巻 ● 序説/第1編 総則/第1章 裁判所
- 第2巻 ● 第2章 当事者
- 第3巻 ● 第3章 訴訟費用/第4章 訴訟手続(1)
- 第4巻 ● 第4章 訴訟手続(2)/第5章 民事訴訟法
- 第5巻 ● 第6章 訴訟手続(3)/第7章 訴訟手続(4)
- 第6巻 ● 第8章 訴訟手続(5)/第9章 訴訟手続(6)
- 第7巻 ● 第10章 訴訟手続(7)/第11章 訴訟手続(8)
- 第8巻 ● 第12章 訴訟手続(9)/第13章 訴訟手続(10)
- 第9巻 ● 第14章 訴訟手続(11)/第15章 訴訟手続(12)
- 第10巻 ● 第16章 訴訟手続(13)/第17章 訴訟手続(14)
- 第11巻 ● 第18章 訴訟手続(15)/第19章 訴訟手続(16)
- 第12巻 ● 第20章 訴訟手続(17)/第21章 訴訟手続(18)
- 第13巻 ● 第22章 訴訟手続(19)/第23章 訴訟手続(20)
- 第14巻 ● 第24章 訴訟手続(21)/第25章 訴訟手続(22)
- 第15巻 ● 第26章 訴訟手続(23)/第27章 訴訟手続(24)
- 第16巻 ● 第28章 訴訟手続(25)/第29章 訴訟手続(26)
- 第17巻 ● 第30章 訴訟手続(27)/第31章 訴訟手続(28)
- 第18巻 ● 第32章 訴訟手続(29)/第33章 訴訟手続(30)
- 第19巻 ● 第34章 訴訟手続(31)/第35章 訴訟手続(32)
- 第20巻 ● 第36章 訴訟手続(33)/第37章 訴訟手続(34)
- 第21巻 ● 第38章 訴訟手続(35)/第39章 訴訟手続(36)
- 第22巻 ● 第40章 訴訟手続(37)/第41章 訴訟手続(38)
- 第23巻 ● 第42章 訴訟手続(39)/第43章 訴訟手続(40)
- 第24巻 ● 第44章 訴訟手続(41)/第45章 訴訟手続(42)
- 第25巻 ● 第46章 訴訟手続(43)/第47章 訴訟手続(44)
- 第26巻 ● 第48章 訴訟手続(45)/第49章 訴訟手続(46)
- 第27巻 ● 第50章 訴訟手続(47)/第51章 訴訟手続(48)
- 第28巻 ● 第52章 訴訟手続(49)/第53章 訴訟手続(50)
- 第29巻 ● 第54章 訴訟手続(51)/第55章 訴訟手続(52)
- 第30巻 ● 第56章 訴訟手続(53)/第57章 訴訟手続(54)
- 第31巻 ● 第58章 訴訟手続(55)/第59章 訴訟手続(56)
- 第32巻 ● 第60章 訴訟手続(57)/第61章 訴訟手続(58)
- 第33巻 ● 第62章 訴訟手続(59)/第63章 訴訟手続(60)
- 第34巻 ● 第64章 訴訟手続(61)/第65章 訴訟手続(62)
- 第35巻 ● 第66章 訴訟手続(63)/第67章 訴訟手続(64)
- 第36巻 ● 第68章 訴訟手続(65)/第69章 訴訟手続(66)
- 第37巻 ● 第70章 訴訟手続(67)/第71章 訴訟手続(68)
- 第38巻 ● 第72章 訴訟手続(69)/第73章 訴訟手続(70)
- 第39巻 ● 第74章 訴訟手続(71)/第75章 訴訟手続(72)
- 第40巻 ● 第76章 訴訟手続(73)/第77章 訴訟手続(74)
- 第41巻 ● 第78章 訴訟手続(75)/第79章 訴訟手続(76)
- 第42巻 ● 第80章 訴訟手続(77)/第81章 訴訟手続(78)
- 第43巻 ● 第82章 訴訟手続(79)/第83章 訴訟手続(80)
- 第44巻 ● 第84章 訴訟手続(81)/第85章 訴訟手続(82)
- 第45巻 ● 第86章 訴訟手続(83)/第87章 訴訟手続(84)
- 第46巻 ● 第88章 訴訟手続(85)/第89章 訴訟手続(86)
- 第47巻 ● 第90章 訴訟手続(87)/第91章 訴訟手続(88)
- 第48巻 ● 第92章 訴訟手続(89)/第93章 訴訟手続(90)
- 第49巻 ● 第94章 訴訟手続(91)/第95章 訴訟手続(92)
- 第50巻 ● 第96章 訴訟手続(93)/第97章 訴訟手続(94)
- 第51巻 ● 第98章 訴訟手続(95)/第99章 訴訟手続(96)
- 第52巻 ● 第100章 訴訟手続(97)/第101章 訴訟手続(98)
- 第53巻 ● 第102章 訴訟手続(99)/第103章 訴訟手続(100)
- 第54巻 ● 第104章 訴訟手続(101)/第105章 訴訟手続(102)
- 第55巻 ● 第106章 訴訟手続(103)/第107章 訴訟手続(104)
- 第56巻 ● 第108章 訴訟手続(105)/第109章 訴訟手続(106)
- 第57巻 ● 第110章 訴訟手続(107)/第111章 訴訟手続(108)
- 第58巻 ● 第112章 訴訟手続(109)/第113章 訴訟手続(110)
- 第59巻 ● 第114章 訴訟手続(111)/第115章 訴訟手続(112)
- 第60巻 ● 第116章 訴訟手続(113)/第117章 訴訟手続(114)
- 第61巻 ● 第118章 訴訟手続(115)/第119章 訴訟手続(116)
- 第62巻 ● 第120章 訴訟手続(117)/第121章 訴訟手続(118)
- 第63巻 ● 第122章 訴訟手続(119)/第123章 訴訟手続(120)
- 第64巻 ● 第124章 訴訟手続(121)/第125章 訴訟手続(122)
- 第65巻 ● 第126章 訴訟手続(123)/第127章 訴訟手続(124)
- 第66巻 ● 第128章 訴訟手続(125)/第129章 訴訟手続(126)
- 第67巻 ● 第130章 訴訟手続(127)/第131章 訴訟手続(128)
- 第68巻 ● 第132章 訴訟手続(129)/第133章 訴訟手続(130)
- 第69巻 ● 第134章 訴訟手続(131)/第135章 訴訟手続(132)
- 第70巻 ● 第136章 訴訟手続(133)/第137章 訴訟手続(134)
- 第71巻 ● 第138章 訴訟手続(135)/第139章 訴訟手続(136)
- 第72巻 ● 第140章 訴訟手続(137)/第141章 訴訟手続(138)
- 第73巻 ● 第142章 訴訟手続(139)/第143章 訴訟手続(140)
- 第74巻 ● 第144章 訴訟手続(141)/第145章 訴訟手続(142)
- 第75巻 ● 第146章 訴訟手続(143)/第147章 訴訟手続(144)
- 第76巻 ● 第148章 訴訟手続(145)/第149章 訴訟手続(146)
- 第77巻 ● 第150章 訴訟手続(147)/第151章 訴訟手続(148)
- 第78巻 ● 第152章 訴訟手続(149)/第153章 訴訟手続(150)
- 第79巻 ● 第154章 訴訟手続(151)/第155章 訴訟手続(152)
- 第80巻 ● 第156章 訴訟手続(153)/第157章 訴訟手続(154)
- 第81巻 ● 第158章 訴訟手続(155)/第159章 訴訟手続(156)
- 第82巻 ● 第160章 訴訟手続(157)/第161章 訴訟手続(158)
- 第83巻 ● 第162章 訴訟手続(159)/第163章 訴訟手続(160)
- 第84巻 ● 第164章 訴訟手続(161)/第165章 訴訟手続(162)
- 第85巻 ● 第166章 訴訟手続(163)/第167章 訴訟手続(164)
- 第86巻 ● 第168章 訴訟手続(165)/第169章 訴訟手続(166)
- 第87巻 ● 第170章 訴訟手続(167)/第171章 訴訟手続(168)
- 第88巻 ● 第172章 訴訟手続(169)/第173章 訴訟手続(170)
- 第89巻 ● 第174章 訴訟手続(171)/第175章 訴訟手続(172)
- 第90巻 ● 第176章 訴訟手続(173)/第177章 訴訟手続(174)
- 第91巻 ● 第178章 訴訟手続(175)/第179章 訴訟手続(176)
- 第92巻 ● 第180章 訴訟手続(177)/第181章 訴訟手続(178)
- 第93巻 ● 第182章 訴訟手続(179)/第183章 訴訟手続(180)
- 第94巻 ● 第184章 訴訟手続(181)/第185章 訴訟手続(182)
- 第95巻 ● 第186章 訴訟手続(183)/第187章 訴訟手続(184)
- 第96巻 ● 第188章 訴訟手続(185)/第189章 訴訟手続(186)
- 第97巻 ● 第190章 訴訟手続(187)/第191章 訴訟手続(188)
- 第98巻 ● 第192章 訴訟手続(189)/第193章 訴訟手続(190)
- 第99巻 ● 第194章 訴訟手続(191)/第195章 訴訟手続(192)
- 第100巻 ● 第196章 訴訟手続(193)/第197章 訴訟手続(194)
- 第101巻 ● 第198章 訴訟手続(195)/第199章 訴訟手続(196)
- 第102巻 ● 第200章 訴訟手続(197)/第201章 訴訟手続(198)
- 第103巻 ● 第202章 訴訟手続(199)/第203章 訴訟手続(200)
- 第104巻 ● 第204章 訴訟手続(201)/第205章 訴訟手続(202)
- 第105巻 ● 第206章 訴訟手続(203)/第207章 訴訟手続(204)
- 第106巻 ● 第208章 訴訟手続(205)/第209章 訴訟手続(206)
- 第107巻 ● 第210章 訴訟手続(207)/第211章 訴訟手続(208)
- 第108巻 ● 第212章 訴訟手続(209)/第213章 訴訟手続(210)
- 第109巻 ● 第214章 訴訟手続(211)/第215章 訴訟手続(212)
- 第110巻 ● 第216章 訴訟手続(213)/第217章 訴訟手続(214)
- 第111巻 ● 第218章 訴訟手続(215)/第219章 訴訟手続(216)
- 第112巻 ● 第220章 訴訟手続(217)/第221章 訴訟手続(218)
- 第113巻 ● 第222章 訴訟手続(219)/第223章 訴訟手続(220)
- 第114巻 ● 第224章 訴訟手続(221)/第225章 訴訟手続(222)
- 第115巻 ● 第226章 訴訟手続(223)/第227章 訴訟手続(224)
- 第116巻 ● 第228章 訴訟手続(225)/第229章 訴訟手続(226)
- 第117巻 ● 第230章 訴訟手続(227)/第231章 訴訟手続(228)
- 第118巻 ● 第232章 訴訟手続(229)/第233章 訴訟手続(230)
- 第119巻 ● 第234章 訴訟手続(231)/第235章 訴訟手続(232)
- 第120巻 ● 第236章 訴訟手続(233)/第237章 訴訟手続(234)
- 第121巻 ● 第238章 訴訟手続(235)/第239章 訴訟手続(236)
- 第122巻 ● 第240章 訴訟手続(237)/第241章 訴訟手続(238)
- 第123巻 ● 第242章 訴訟手続(239)/第243章 訴訟手続(240)
- 第124巻 ● 第244章 訴訟手続(241)/第245章 訴訟手続(242)
- 第125巻 ● 第246章 訴訟手続(243)/第247章 訴訟手続(244)
- 第126巻 ● 第248章 訴訟手続(245)/第249章 訴訟手続(246)
- 第127巻 ● 第250章 訴訟手続(247)/第251章 訴訟手続(248)
- 第128巻 ● 第252章 訴訟手続(249)/第253章 訴訟手続(250)
- 第129巻 ● 第254章 訴訟手続(251)/第255章 訴訟手続(252)
- 第130巻 ● 第256章 訴訟手続(253)/第257章 訴訟手続(254)
- 第131巻 ● 第258章 訴訟手続(255)/第259章 訴訟手続(256)
- 第132巻 ● 第260章 訴訟手続(257)/第261章 訴訟手続(258)
- 第133巻 ● 第262章 訴訟手続(259)/第263章 訴訟手続(260)
- 第134巻 ● 第264章 訴訟手続(261)/第265章 訴訟手続(262)
- 第135巻 ● 第266章 訴訟手続(263)/第267章 訴訟手続(264)
- 第136巻 ● 第268章 訴訟手続(265)/第269章 訴訟手続(266)
- 第137巻 ● 第270章 訴訟手続(267)/第271章 訴訟手続(268)
- 第138巻 ● 第272章 訴訟手続(269)/第273章 訴訟手続(270)
- 第139巻 ● 第274章 訴訟手続(271)/第275章 訴訟手続(272)
- 第140巻 ● 第276章 訴訟手続(273)/第277章 訴訟手続(274)
- 第141巻 ● 第278章 訴訟手続(275)/第279章 訴訟手続(276)
- 第142巻 ● 第280章 訴訟手続(277)/第281章 訴訟手続(278)
- 第143巻 ● 第282章 訴訟手続(279)/第283章 訴訟手続(280)
- 第144巻 ● 第284章 訴訟手続(281)/第285章 訴訟手続(282)
- 第145巻 ● 第286章 訴訟手続(283)/第287章 訴訟手続(284)
- 第146巻 ● 第288章 訴訟手続(285)/第289章 訴訟手続(286)
- 第147巻 ● 第290章 訴訟手続(287)/第291章 訴訟手続(288)
- 第148巻 ● 第292章 訴訟手続(289)/第293章 訴訟手続(290)
- 第149巻 ● 第294章 訴訟手続(291)/第295章 訴訟手続(292)
- 第150巻 ● 第296章 訴訟手続(293)/第297章 訴訟手続(294)
- 第151巻 ● 第298章 訴訟手続(295)/第299章 訴訟手続(296)
- 第152巻 ● 第300章 訴訟手続(297)/第301章 訴訟手続(298)
- 第153巻 ● 第302章 訴訟手続(299)/第303章 訴訟手続(300)
- 第154巻 ● 第304章 訴訟手続(301)/第305章 訴訟手続(302)
- 第155巻 ● 第306章 訴訟手続(303)/第307章 訴訟手続(304)
- 第156巻 ● 第308章 訴訟手続(305)/第309章 訴訟手続(306)
- 第157巻 ● 第310章 訴訟手続(307)/第311章 訴訟手続(308)
- 第158巻 ● 第312章 訴訟手続(309)/第313章 訴訟手続(310)
- 第159巻 ● 第314章 訴訟手続(311)/第315章 訴訟手続(312)
- 第160巻 ● 第316章 訴訟手続(313)/第317章 訴訟手続(314)
- 第161巻 ● 第318章 訴訟手続(315)/第319章 訴訟手続(316)
- 第162巻 ● 第320章 訴訟手続(317)/第321章 訴訟手続(318)
- 第163巻 ● 第322章 訴訟手続(319)/第323章 訴訟手続(320)
- 第164巻 ● 第324章 訴訟手続(321)/第325章 訴訟手続(322)
- 第165巻 ● 第326章 訴訟手続(323)/第327章 訴訟手続(324)
- 第166巻 ● 第328章 訴訟手続(325)/第329章 訴訟手続(326)
- 第167巻 ● 第330章 訴訟手続(327)/第331章 訴訟手続(328)
- 第168巻 ● 第332章 訴訟手続(329)/第333章 訴訟手続(330)
- 第169巻 ● 第334章 訴訟手続(331)/第335章 訴訟手続(332)
- 第170巻 ● 第336章 訴訟手続(333)/第337章 訴訟手続(334)
- 第171巻 ● 第338章 訴訟手続(335)/第339章 訴訟手続(336)
- 第172巻 ● 第340章 訴訟手続(337)/第341章 訴訟手続(338)
- 第173巻 ● 第342章 訴訟手続(339)/第343章 訴訟手続(340)
- 第174巻 ● 第344章 訴訟手続(341)/第345章 訴訟手続(342)
- 第175巻 ● 第346章 訴訟手続(343)/第347章 訴訟手続(344)
- 第176巻 ● 第348章 訴訟手続(345)/第349章 訴訟手続(346)
- 第177巻 ● 第350章 訴訟手続(347)/第351章 訴訟手続(348)
- 第178巻 ● 第352章 訴訟手続(349)/第353章 訴訟手続(350)
- 第179巻 ● 第354章 訴訟手続(351)/第355章 訴訟手続(352)
- 第180巻 ● 第356章 訴訟手続(353)/第357章 訴訟手続(354)
- 第181巻 ● 第358章 訴訟手続(355)/第359章 訴訟手続(356)
- 第182巻 ● 第360章 訴訟手続(357)/第361章 訴訟手続(358)
- 第183巻 ● 第362章 訴訟手続(359)/第363章 訴訟手続(360)
- 第184巻 ● 第364章 訴訟手続(361)/第365章 訴訟手続(362)
- 第185巻 ● 第366章 訴訟手続(363)/第367章 訴訟手続(364)
- 第186巻 ● 第368章 訴訟手続(365)/第369章 訴訟手続(366)
- 第187巻 ● 第370章 訴訟手続(367)/第371章 訴訟手続(368)
- 第188巻 ● 第372章 訴訟手続(369)/第373章 訴訟手続(370)
- 第189巻 ● 第374章 訴訟手続(371)/第375章 訴訟手続(372)
- 第190巻 ● 第376章 訴訟手続(373)/第377章 訴訟手続(374)
- 第191巻 ● 第378章 訴訟手続(375)/第379章 訴訟手続(376)
- 第192巻 ● 第380章 訴訟手続(377)/第381章 訴訟手続(378)
- 第193巻 ● 第382章 訴訟手続(379)/第383章 訴訟手続(380)
- 第194巻 ● 第384章 訴訟手続(381)/第385章 訴訟手続(382)
- 第195巻 ● 第386章 訴訟手続(383)/第387章 訴訟手続(384)
- 第196巻 ● 第388章 訴訟手続(385)/第389章 訴訟手続(386)
- 第197巻 ● 第390章 訴訟手続(387)/第391章 訴訟手続(388)
- 第198巻 ● 第392章 訴訟手続(389)/第393章 訴訟手続(390)
- 第199巻 ● 第394章 訴訟手続(391)/第395章 訴訟手続(392)
- 第200巻 ● 第396章 訴訟手続(393)/第397章 訴訟手続(394)
- 第201巻 ● 第398章 訴訟手続(395)/第399章 訴訟手続(396)
- 第202巻 ● 第400章 訴訟手続(397)/第401章 訴訟手続(398)
- 第203巻 ● 第402章 訴訟手続(399)/第403章 訴訟手続(400)
- 第204巻 ● 第404章 訴訟手続(401)/第405章 訴訟手続(402)
- 第205巻 ● 第406章 訴訟手続(403)/第407章 訴訟手続(404)
- 第206巻 ● 第408章 訴訟手続(405)/第409章 訴訟手続(406)
- 第207巻 ● 第410章 訴訟手続(407)/第411章 訴訟手続(408)
- 第208巻 ● 第412章 訴訟手続(409)/第413章 訴訟手続(410)
- 第209巻 ● 第414章 訴訟手続(411)/第415章 訴訟手続(412)
- 第210巻 ● 第416章 訴訟手続(413)/第417章 訴訟手続(414)
- 第211巻 ● 第418章 訴訟手続(415)/第419章 訴訟手続(416)
- 第212巻 ● 第420章 訴訟手続(417)/第421章 訴訟手続(418)
- 第213巻 ● 第422章 訴訟手続(419)/第423章 訴訟手続(420)
- 第214巻 ● 第424章 訴訟手続(421)/第425章 訴訟手続(422)
- 第215巻 ● 第426章 訴訟手続(423)/第427章 訴訟手続(424)
- 第216巻 ● 第428章 訴訟手続(425)/第429章 訴訟手続(426)
- 第217巻 ● 第430章 訴訟手続(427)/第431章 訴訟手続(428)
- 第218巻 ● 第432章 訴訟手続(429)/第433章 訴訟手続(430)
- 第219巻 ● 第434章 訴訟手続(431)/第435章 訴訟手続(432)
- 第220巻 ● 第436章 訴訟手続(433)/第437章 訴訟手続(434)
- 第221巻 ● 第438章 訴訟手続(435)/第439章 訴訟手続(436)
- 第222巻 ● 第440章 訴訟手続(437)/第441章 訴訟手続(438)
- 第223巻 ● 第442章 訴訟手続(439)/第443章 訴訟手続(440)
- 第224巻 ● 第444章 訴訟手続(441)/第445章 訴訟手続(442)
- 第225巻 ● 第446章 訴訟手続(443)/第447章 訴訟手続(444)
- 第226巻 ● 第448章 訴訟手続(445)/第449章 訴訟手続(446)
- 第227巻 ● 第450章 訴訟手続(447)/第451章 訴訟手続(448)
- 第228巻 ● 第452章 訴訟手続(449)/第453章 訴訟手続(450)
- 第229巻 ● 第454章 訴訟手続(451)/第455章 訴訟手続(452)
- 第230巻 ● 第456章 訴訟手続(453)/第457章 訴訟手続(454)
- 第231巻 ● 第458章 訴訟手続(455)/第459章 訴訟手続(456)
- 第232巻 ● 第460章 訴訟手続(457)/第461章 訴訟手続(458)
- 第233巻 ● 第462章 訴訟手続(459)/第463章 訴訟手続(460)
- 第234巻 ● 第464章 訴訟手続(461)/第465章 訴訟手続(462)
- 第235巻 ● 第466章 訴訟手続(463)/第467章 訴訟手続(464)
- 第236巻 ● 第468章 訴訟手続(465)/第469章 訴訟手続(466)
- 第237巻 ● 第470章 訴訟手続(467)/第471章 訴訟手続(468)
- 第238巻 ● 第472章 訴訟手続(469)/第473章 訴訟手続(470)
- 第239巻 ● 第474章 訴訟手続(471)/第475章 訴訟手続(472)
- 第240巻 ● 第476章 訴訟手続(473)/第477章 訴訟手続(474)
- 第241巻 ● 第478章 訴訟手続(475)/第479章 訴訟手続(476)
- 第242巻 ● 第480章 訴訟手続(477)/第481章 訴訟手続(478)
- 第243巻 ● 第482章 訴訟手続(479)/第483章 訴訟手続(480)
- 第244巻 ● 第484章 訴訟手続(481)/第485章 訴訟手続(482)
- 第245巻 ● 第486章 訴訟手続(483)/第487章 訴訟手続(484)
- 第246巻 ● 第488章 訴訟手続(485)/第489章 訴訟手続(486)
- 第247巻 ● 第490章 訴訟手続(487)/第491章 訴訟手続(488)
- 第248巻 ● 第492章 訴訟手続(489)/第493章 訴訟手続(490)
- 第249巻 ● 第494章 訴訟手続(491)/第495章 訴訟手続(492)
- 第250巻 ● 第496章 訴訟手続(493)/第497章 訴訟手続(494)
- 第251巻 ● 第498章 訴訟手続(495)/第499章 訴訟手続(496)
- 第252巻 ● 第500章 訴訟手続(497)/第501章 訴訟手続(498)
- 第253巻 ● 第502章 訴訟手続(499)/第503章 訴訟手続(500)
- 第254巻 ● 第504章 訴訟手続(501)/第505章 訴訟手続(502)
- 第255巻 ● 第506章 訴訟手続(503)/第507章 訴訟手続(504)



行政争訟法に関する特集は、「行政争

訟法の二五年」（昭和六二年一〇月号）

以来である。この間、抗告訴訟における

原告適格や処分性に関する最高裁判例に

若干の進展は見られたものの、依然とし

て行政争訟の実情は閉塞的な状況を脱し

ていないのではなからうか。そこには、

我々弁護士自身が行政争訟に通じていな

いという面があったことは否定できな

い。しかし、より根本的には、行政争訟

法自体の不備が指摘されねばならないだ

らう。

行政争訟法の不備に加えて、日本にお

ける行政手続法制は甚だ不十分なもので

あった。昨年（平成五年）十一月、よう

やく、二〇年来の懸案事項であった行政手

続法が公布されるに至った。この法律も

完全なものとは言えないが、行政が日々

肥大化・複雑化・技術化・専門化する中

で、この誕生したばかりの行政手続法

をどのように有効かつ積極的に活用して

ゆくのかが問われている。

そこで、本特集では、新たに制定され

た行政手続法を紹介してこの活用方法を

検討するとともに、行政争訟の実情と問

題点を指摘し、その活用の方策を探るこ

ととした。あわせて、今後の行政争訟法

の改正の方向をも模索することとした。

行政過程における国民の利益救済のた

めには、我々弁護士が力をあわせてその

活路を切開くことが求められている。本

特集がその参考となれば幸いである。

（編集委員会）

行政争訟の現状と改革の方向

一 破産状態の行政争訟

(一) 行政救済制度がない？

刑事訴訟が「かなり絶望的」であるというの
あまりに著名であるが、行政訴訟も危機的で、
「国民の側からすれば殆ど実効性のない不毛地帯」
であるとか、救済制度が「心筋梗塞」や「破産」
状態にあり、「国民の裁判を受ける権利は死に体」
に近い状態に陥っている」ことが次第に共通認識
になりつつある。憲法三二条の「裁判を受ける権
利」は現在の判例・通説による限り「空文」だと
も言われる。日本の行政事件訴訟はスウェーデン
と比較すると「ほとんど有名無実にひとしい」存
在であるが、ドイツとの比較でもそうである。行
政不服審査でも、例えば国税の「異議申立ては、
権利救済の手続ないしは行政争訟の名に値するも
ではない」。筆者自身も一度だけ「簡易・迅速」

(二) 検討の視角と方法

なはずの審査請求を實踐して棄却され、精神的に
も時間的にも消耗した惨めな経験を持つ。日本の
行政争訟（行政不服審査と行政訴訟を含む）が機
能するための条件は何であろうか。
最近になって若干の最高裁判決が原告適格の拡
大を認めたことから行政訴訟に明るい兆しを見よ
うとする者もないうわけではなからう。しかし高度・
難易な事件の入り口が多少広がりつつはすぎない。
確かに学説は、判例状況に引きずられて、戦前の
な積み残しの問題の上に七〇年代以降さらに加わっ
た負の課題、すなわち処分性や訴の利益といった
訴訟要件論に取り組まざるを得なかった。しかし、
いま問題は、裁判官の判決内容や行政争訟法制の
みならず、より構造的な行政の制度疲労ないし機
能マヒにもあるように思える。行政争訟が市民
（企業等を含む）の権利救済の道具として役立つ

木佐茂男

北海道大学法学部教授

ためには、行政救済の法理論のみならず、行政争
訟に関係する多様な人々の行動も変わらなければ
ならない。いかなる制度も一人一人の運用にかかっ
ている。ドイツ連邦行政裁判所長官（当時）ゼン
ドラーは、「優れた法律も適用が悪ければ台無し
になるし、平凡な規定すら理にかなった運用によっ
て引き上げられる」と述べているが、名言で
ある。
従来の議論はどのような訴訟を「訴訟」として
ひいてはどのような「人間」を「当事者」として
念頭においたのであろうか。八市民に身近で親切
な行政争訟を実現するには、その機能不全を支
える周辺の諸問題、例えば行政不服審査と行政訴
訟の相互関係、裁判を受ける時間的・費用的・心
理的コスト、場所（管轄地・現場検証・現地での
口頭弁論）のあり方、行政紛争当事者（行政職員
と市民）の法律的素養・資質といった諸点まで取
り上げ、その対処策を考える必要がある。小論

では行政不服審査についてもある程度の比重をおきたいが、それは法律と教科書に書かれている「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済」(行審一条一項)制度とは言い難い現実があり、行政訴訟の機能不全に少なからぬ貢献をしていると考えられるからである。

確かに、「日本の行政はしつかりしているから、裁判事件になるものが少ない」という意見もある。だがひとたび法的紛争になったときには納得のいく解決手段や結果を容易には得ない。以下においては、「日本では行政決定が明確に権限を配分された公務員により法的吟味を経て責任を明確に行われることが少なく、集団組織のかつ不透明に行われるために、法的手段をとりにくい、争訟をしても市民が勝つ可能性は少ない」という仮説を述べる。逆に言えば、「公務員が市民のための法的感覚を備えるようになり、公務員の個人責任の範囲が明確化され、行政内部文書の管理が行き届き、政策形成行政情報公開され、行政手続が機能すれば、行政不服審査も増加し、この増加に伴い行政訴訟も増えて、救済を受ける可能性も増すであろう。真の「法治主義行政」とはそのようなものであろう。

その条件はあるのだろうか。最高裁事務総局勤務が長く行政事件訴訟法制定作業に携わり後に最高裁判事を務めた中村治朗は筆者のインタビューに対して、現行訴訟法は特例法時代の判例の整理をしたものに過ぎず、「失敗だった」、「問題の

訟の制度化への取り組みが見られる。ポーランドでは八〇年に行政裁判所が活動を開始し件数・認容率を見ても急速に定着化した。旧ソ連は八七年に行政訴訟法を制定(八九年に新行訴法制定)している。旧東ドイツは一九六八年憲法により行政裁判所に関する規定を削除していたが、「壁」の崩壊に先立つ一九八八年に行政訴訟制度を設けていた。

欧米系先進諸国でも、七〇年代以降、カナダの一部の州、ニュージーランド、イギリス、フランス、スウェーデン、ドイツなどで現代的事情に合わせた改革が行われている。

① 統計に見る行政訴訟の動向
行政訴訟に限ってであるが、諸外国の最近の事情を見ることにしよう。まず、【表1】は、各国の行政訴訟件数を人口比で示したものである。日本がケタ違いに少ないためにグラフ化することは不可能である。

【表1】 各国の行政訴訟件数(人口100万人当たり)

国名	第一審新受件数	上告審新受件数	年
日本	7.0	1.7	(1992)
台湾		144.8 (一審制・既済) 58.5 (再審判決・決定)	(1992) (1992)
韓国	115.0	47.8	(1992)
ドイツ	5,313.7	123.9	(1991)
スウェーデン	15,165.3	673.4	(1987)
ポーランド		309.2 (一審制)	(1984)
フランス	1,264.2	142.5	(1989)
イギリス	30.8		(1991)
オーストリア		526.2 (一審制)	(1985)
スイス	各州毎に異なる	289.2 (連邦上告審)	(1985)

置主義もあるが、一審制なので終審の救済率と考えてよい(ただし再審制度がある)。中国では、八三〜八六年には各年一〇〇〇〇〇件程度であったが、八七年以降六〇〇〇、八〇〇〇、一万と件数が増え、九〇年一〇月の行訴法施行後九三年六月までで七万九千七件(年平均二万六〇〇〇

あるものはすべて先送りにした「結果、現在の行政訴訟にはさまざまな問題点があるものの」、「法律改正を生み出す起動力やそれを推進する中核体が日本には存在しておらず、今日では行政訴訟改善のきっかけは見えない」と述べている。筆者自身は、改革の可能性があるとすれば、それは究極的には市民の運動に支えられた弁護士(念)に期待をせざるを得ないと考え、ここ四〜五年の間、共同作業の機会が設けられることを願ってきた。九二年頃より若干の弁護士会で行政訴訟問題につき調査会・委員会が活発な調査研究を開始し、九四年の日弁連司法シンポジウムにおいては行政訴訟改革をテーマとする一つの分科会が設定されることとなったが、喜ばしい限りである。

△注▽

- (1) 中平健吉「行政訴訟——この険しい道」ジュリスト九二五号(一九八九年)一九五頁。
- (2) 阿部泰隆「行政訴訟改革論」(一九九三年)一、五七頁、はしがき。本稿全体の参考文献として、南博方「紛争の行政解決手法」(一九九三年)も参照。
- (3) 松井茂記「裁判を受ける権利」(一九九三年)三二〇頁。
- (4) 萩原金美「スウェーデンの司法」(一九八六年)三九六頁注(22)。
- (5) 木佐茂男「人間の尊厳と司法権」(一九九〇年)三三三頁。
- (6) 南博方・前掲書(注②)一三三頁。

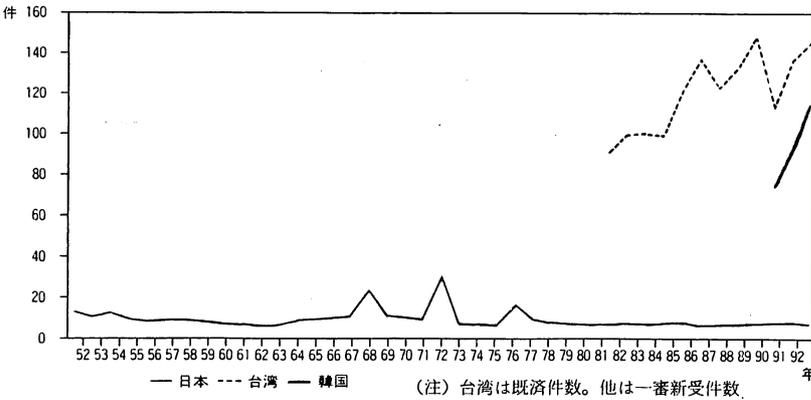
- (7) Sandler, Güter Rechtsschutz und Verfahrensbeschleunigung, DVBl. 1982, S. 820f.
- (8) 木佐・前掲書(注⑤)三八〇頁、四〇一頁注(50)、一九八八年発言。

二 日本の行政訴訟と諸外国の行政訴訟

(一) 制度改革の動向
わが国の行政訴訟は、以下に見るように沈滞しているが、諸外国では大きな動きがある。外国では訴訟制度や訴訟法理論のみならず、それ以外の諸事情もあるはずである。これまで比較法研究の視野は欧米に向きすぎ、しかも研究の対象は制度面と法理論の側面に集中し、制度運用の実態研究・実証研究は極めて乏しかった。しかし、アジア諸国や旧社会主義圏でも大幅な制度改革の動きがあり、世界の争訟実務にも大きな発展がある。韓国では八四年に大幅な行政訴訟法改正と行政審判法制定があり、台湾でも日本をはるかに超える規模で行政訴訟法、訴訟法(九三年草案は全一一〇条)、行政手続法(九三年草案は全一七二条)の制定作業が進みつつある。中国においても八〇年代に入ってから行政争訟関係の法令の整備が進み一九九〇年一〇月から全国統一の行政訴訟法が施行され、九一年から行政不服審査令が施行されている。

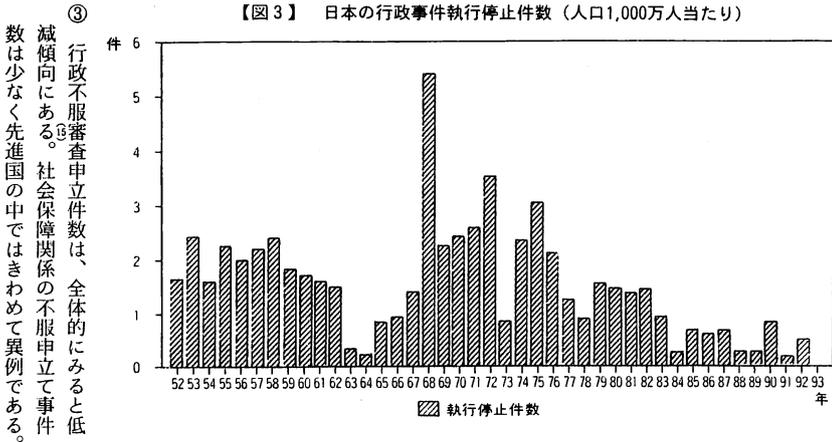
旧社会主義圏の諸国でも七〇年代以降、行政訴訟

【図1】 日本・韓国・台湾の行政事件件数の変化(人口100万人当たり)

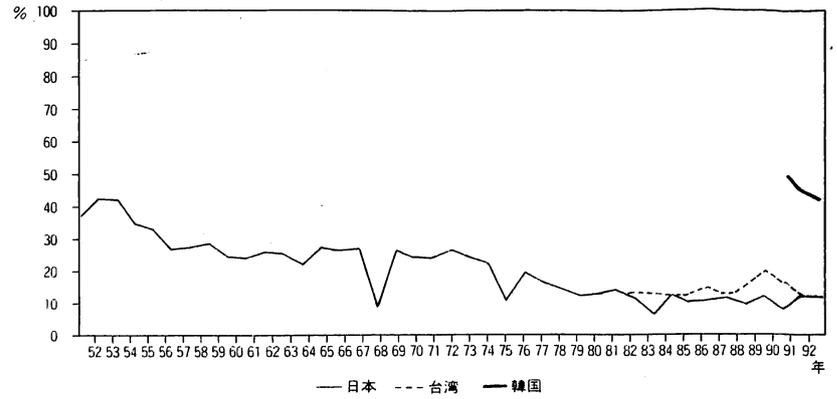


(注) 台湾は既済件数。他は一審新受件数。

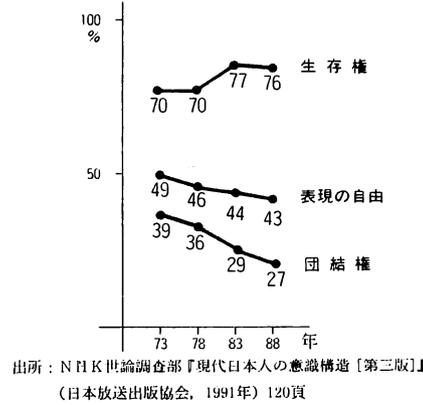
【図3】 日本の行政事件執行停止件数 (人口1,000万人当たり)



【図2】 日本・韓国・台湾の行政裁判判決の認容率 (一部認容含む)



【図4】 日本人の権利についての知識の変化



都道府県レベルでも非常に少ないし、市町村では過去に例がないところも珍しくない。上下関係にある行政機構内部における行政不服審査の認容率が極度に低いのに対して、工業所有権等に関する行政審判や国税不服審判所など、執行機関から独立した審判機関は比較的高い評価を受けている。

各種の行政相談や苦情申立は増加傾向にあるが、少なくとも低減傾向にはない。行政機関に対して、あるいは行政をめぐる各種の紛争・もめごとがあるのは事実である。しかし、それが「権利」意識を伴い「救済」を受ける意識と十分結びついているかどうか気かりな統計がある。【図4】は、NHKの世論調査で示された

件弱(ただし国賠事件を含む)となり急増ぶりが著しい。旧ソ連では、施行初年の八八年度で約五〇〇〇件の行政訴訟が提起された。民事事件総数の一%に過ぎないとして行政訴訟の少なさが問題にされているが、日本では一番の民事事件の〇・一八%しか行政訴訟事件はない。アジア諸国や旧社会主義国では行政水準が低いから訴訟件数が多い、または急増しているという仮説も考え得るが、【表1】が示す通りはるかに行政水準の高い中部・北部ヨーロッパを見ればこれは成り立たないであろう。いずれにせよ行政が民主化・透明化すると共に行政訴訟は飛躍的に増えるようである。

② 旧憲法下の行政裁判制度が国民の権利救済からほど遠い存在であったことは、『行政裁判所五十年史』や評定官経験者が自認するところである。しかし、現在の判例理論による原告適格や仮の救済の範囲は部分的に戦前より狭いことが指摘されている。

明治以来の行政訴訟件数を人口比で見ると、列記主義をとり東京に唯一つの行政裁判所があった時代と比較して、全国に裁判所があり概括主義がとられている現在にあっても二倍程度にすぎない。この点は行政事件を担当する裁判官数から見ても裏付けられる。しかも、現在では行政訴訟として位置づけられているものが、戦前においては民事訴訟としてかなり争われていた戦前は、皮肉なことに、「幸いにも」一審制で

(1) 宮崎良夫「行政国家における営業の自由(二)」社会科学研究二三巻五・六号(一九七二年)二〇〇頁、北住炯一「近代ドイツ官僚国家と自治」(一九九〇)

(2) 安念潤司「取消訴訟における原告適格の構造」(一九八三年)二九頁によれば、一九四〇(昭和一五)年に行政裁判所は、長官、一七名の専任評定官、二名の兼任評定官、一五人の書記がいた。他方、一九八〇年代を通じて全国の新受行政事件に占める東京地裁の比率は二五・三〇%であり、その民事二部・三部(八〇年代からは裁判官数計八・九名)が担当する。これから全国の一審の行政担当裁判官数を類推すると三〇名程度(全裁判官の約一%)である。ちなみにスウェーデンでは、職業裁判官の二九・五%、参事官の二二・九%が(一九八八年統計)、ドイツでは職業裁判官の約二〇%(一九八九年統計)が行政系裁判に従事している。

(3) 諸橋要「行政裁判制度についての回顧」帝京法学一四巻一(一九八三年)二九頁によれば、一九四〇(昭和一五)年に行政裁判所は、長官、一七名の専任評定官、二名の兼任評定官、一五人の書記がいた。他方、一九八〇年代を通じて全国の新受行政事件に占める東京地裁の比率は二五・三〇%であり、その民事二部・三部(八〇年代からは裁判官数計八・九名)が担当する。これから全国の一審の行政担当裁判官数を類推すると三〇名程度(全裁判官の約一%)である。ちなみにスウェーデンでは、職業裁判官の二九・五%、参事官の二二・九%が(一九八八年統計)、ドイツでは職業裁判官の約二〇%(一九八九年統計)が行政系裁判に従事している。

(4) 宮崎良夫「行政国家における営業の自由(二)」社会科学研究二三巻五・六号(一九七二年)二〇〇頁、北住炯一「近代ドイツ官僚国家と自治」(一九九〇)

(5) 安念潤司「取消訴訟における原告適格の構造」(一九八三年)二九頁によれば、一九四〇(昭和一五)年に行政裁判所は、長官、一七名の専任評定官、二名の兼任評定官、一五人の書記がいた。他方、一九八〇年代を通じて全国の新受行政事件に占める東京地裁の比率は二五・三〇%であり、その民事二部・三部(八〇年代からは裁判官数計八・九名)が担当する。これから全国の一審の行政担当裁判官数を類推すると三〇名程度(全裁判官の約一%)である。ちなみにスウェーデンでは、職業裁判官の二九・五%、参事官の二二・九%が(一九八八年統計)、ドイツでは職業裁判官の約二〇%(一九八九年統計)が行政系裁判に従事している。

(6) 宮崎良夫「行政国家における営業の自由(二)」社会科学研究二三巻五・六号(一九七二年)二〇〇頁、北住炯一「近代ドイツ官僚国家と自治」(一九九〇)

(7) 安念潤司「取消訴訟における原告適格の構造」(一九八三年)二九頁によれば、一九四〇(昭和一五)年に行政裁判所は、長官、一七名の専任評定官、二名の兼任評定官、一五人の書記がいた。他方、一九八〇年代を通じて全国の新受行政事件に占める東京地裁の比率は二五・三〇%であり、その民事二部・三部(八〇年代からは裁判官数計八・九名)が担当する。これから全国の一審の行政担当裁判官数を類推すると三〇名程度(全裁判官の約一%)である。ちなみにスウェーデンでは、職業裁判官の二九・五%、参事官の二二・九%が(一九八八年統計)、ドイツでは職業裁判官の約二〇%(一九八九年統計)が行政系裁判に従事している。

(8) 宮崎良夫「行政国家における営業の自由(二)」社会科学研究二三巻五・六号(一九七二年)二〇〇頁、北住炯一「近代ドイツ官僚国家と自治」(一九九〇)

(9) 安念潤司「取消訴訟における原告適格の構造」(一九八三年)二九頁によれば、一九四〇(昭和一五)年に行政裁判所は、長官、一七名の専任評定官、二名の兼任評定官、一五人の書記がいた。他方、一九八〇年代を通じて全国の新受行政事件に占める東京地裁の比率は二五・三〇%であり、その民事二部・三部(八〇年代からは裁判官数計八・九名)が担当する。これから全国の一審の行政担当裁判官数を類推すると三〇名程度(全裁判官の約一%)である。ちなみにスウェーデンでは、職業裁判官の二九・五%、参事官の二二・九%が(一九八八年統計)、ドイツでは職業裁判官の約二〇%(一九八九年統計)が行政系裁判に従事している。

(10) 宮崎良夫「行政国家における営業の自由(二)」社会科学研究二三巻五・六号(一九七二年)二〇〇頁、北住炯一「近代ドイツ官僚国家と自治」(一九九〇)

あり原告勝訴率は二三%程度であった。現在ではわずかな一審勝訴判決も上級審では逆転することが多く、最高裁まで争われて原告が勝訴するケースは年に数件程度である。従って、上告審レベルで見れば、戦前の方が相対的にも絶対数としても原告勝訴事件が多かったのである。今日では日独の一審の行政訴訟事件は人口比で七〇倍から八〇倍に開いている。戦前の日本とプロイセンの行政訴訟件数との比較や、現在の日独の民事訴訟との比較からしても今日の日本の行政訴訟数は極度に異常である。

執行停止件数も人口一〇〇〇万人当たりで一件にも満たない【図3】。わが国には事実上裁判上の仮の権利保護はない、といつてよいほどである。ドイツの場合、行政訴訟は一般に執行停止原則であるが、税務訴訟では執行不停止原則であり日本と類似の執行停止要件が定められている。現実には多額の執行停止が行われており、ハンブルク市(州)では全税収の二・九三%(一九八七年)が執行停止されていることをすでに紹介した。ドイツ最大のノルトライン・ヴェストファーレン州(人口一七〇〇万人強)の三つの財政裁判所において執行停止されている額は、三二億三三〇〇マルク(約二六〇〇億円)で、裁判所管轄区によりばらつきがあるが全税収に占める執行停止率は二・八八%から四・一二%の範囲である。条文は日本とほぼ同じでも運用が違うのである。



【写真3】原告の一人である教会のホールを借用して開かれる都市計画(駐車場拡張許可)取消訴訟の口頭弁論。同裁判所の出張法廷



【写真4】市民二人が陪席して公開される参審制の異議審査裁決手続。ラインラント=ファルツ州ルートヴィヒスハーフェン郡庁会議室

に簡易な(と考えられる)事実上の再考手続が設けられたり(例、固定資産税関保)、事前の行政指導等、事後の相談等により事実上の救済や和解、処分取消・変更などさまざまな対応が行われやすい。役所との折衝のあけく時のあかなった事件のみが「正式」の行政不服審査に至ることが多い。こうして事後救済過程と陳情、見直し、再処分の関係が著しく不透明になっていく。なるほどわが国ではこれらの処理により、現実には救済の機能が果たされているという考え方があってもいい。だが、こうした不透明さが国と地方を問わず議員やフィクサーに市民・企業の権利保護のための陳情やあつ旋行為の機会を提供するのは周知のところであり、こうした処理が果たして平等・比原則その他の正義の諸原則に合致したものであろうかが問題なのである。

逆に、現在の判例論が強者に有利な内容一般に確立しているため、行政訴訟の場に持ち込むことが少数者・弱者の権利保護に有利とは一概に言えない状況となっている。旧国鉄の解雇事件のように、力の優位する方が労働委員会の命令を行政訴訟で争うのがその適例であろうか。

訴訟要件の重圧、訴訟形式の判断困難性、仮の救済制度の不備、時間と費用の問題を含む訴訟手続の全体としてのわずらわしさが争訟回避の最大要因であろう。筆者は相当数の著名行政事件(国賠事件を含む)の弁護陣に訴訟遂行にかかった費用の算出をお願いしたことがある。大きな組織に

支えられた事件を別にすれば、原告側弁護士の代理行為は多くがボランティアであった。現在の行政訴訟を類型化すれば、①原告の怨念型(原告は経済コストを無視する)、②弁護士のボランティア型(弁護士自身の信念型や趣味型も含む)、③関係者のカンパ型などがあり、もとよりこれらの複合形態もあるが、いずれにせよ資本主義社会でありながらたいは経済原則からは離れた行政訴訟であるというところに悲劇がある。

(二) 時代遅れの行政争訟法制

既述のように法制度は運用いかんによってかなりの程度は権利救済に奉仕し得る。しかし限界がある。法務省訟務局において行訴法制定作業に大きな役割を果たした杉本良吉は、現行行訴法は「特例法下の農地関係事件に於て出てきた判例の整理が中心であって、現代的な課題への対応などは考えていなかった」(一九八八年発言)と回顧する。

すでに、現行行政事件訴訟法それ自体について、包括的な権利保護観念の欠如に基づいて占領期立法の悪しき承継、訴訟方法の限定、取消訴訟中心主義の欠陥、不服審査が介在する場合の訴訟対象の不明確性、弁論主義の限界(武器の不对等)、現代型訴訟への対応の不備など、幾多の欠陥を指摘できる。不服審査制度については後述す

- (11) 年)二二五頁以下等を基に算出したが子細は省略する。
- (12) 比較基準のとり方によって異なるが、旧西ドイツの民事訴訟件数は人口比で日本の七倍から一五倍程度ある(林屋礼二「民事訴訟の現況の口独比較」法曹時報四〇巻一〇号(一九八八年)三頁、木佐・前掲書(注5))。四四頁、松代隆「民事訴訟の増減と弁護士」自由と正義四〇巻八号(一九八九年)一九頁参照。
- (13) 木佐・前掲書(注5)三一九頁。
- (14) 一九九一年統計。ケルン財政裁判所で取材時に直接入手。同州内の三つの裁判所で全係属租税事件の一〇・四％ないし一四・九％が執行停止を受けている。
- (15) 行政不服審査に関するものも包括的な研究として、宮崎良夫「行政不服審査制度の運用と問題点」同「行政争訟と行政法学」(一九九一年)九七頁以下がある。
- (16) 札幌地方自治法研究会(代表・木佐茂男)「自治体法務の現場から」『判例地方自治』一〇五号(一九九三年)二四頁以下、本誌後掲・田中論文参照。

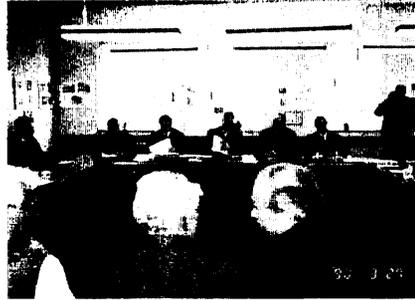
三 原因の分析

(一) 争訟処理の実態

行政争訟の貧困化と原告勝訴率の低下の原因は非常に多面的・複合的である。

ツを見ると、どのような条件の下で行政争訟が多くなるかがよく分かる。米目したドイツ連邦憲法裁判所判事キューリンクは、新聞の切り抜きが裁判所に送りつけられてきたことをもって行政訴訟の提起として扱ったというが、いわば日本の苦情処理レベルのものが訴訟の提起と解されている。このような裁判官の柔軟な対応は、戦前にもあったようであるが、特に、一九六〇年代後半からの裁判官自身による内からの司法改革、意識改革によって促進されてきた。裁判所は現地での出張法廷をよく開催している【写真1】。行政不服審査もそれ以上に柔軟である。通常は事後行政手続としての書面審理であるが、参加の度合いは異なるものも参審制型を採用し市民参加を介在させる州も旧西ドイツには三州ある【写真4】。たいいていの場合、ドイツでは決裁権が下級職員にも付与されており、多くの場合実際に決裁にあたった職員が不服審査の場合や法廷に出てくる。こうした実務が実施されるためには官僚機構側の条件整備があるはずである(後述)。

日本の場合、大部屋主義も災いして、公務員間での権限配分や責任負担が不明確化し、他方で行政争訟事件が発生させると公務員には出世街道からは阻まれる可能性も生ずる。厳格な法律の吟味を経ない事務処理は日常的にあり、正面から法律論として持ち込まれると、役所・機構あげての一大事になることが多い。これを回避するために、簡易な紛争処理制度である不服審査制度の前にさら

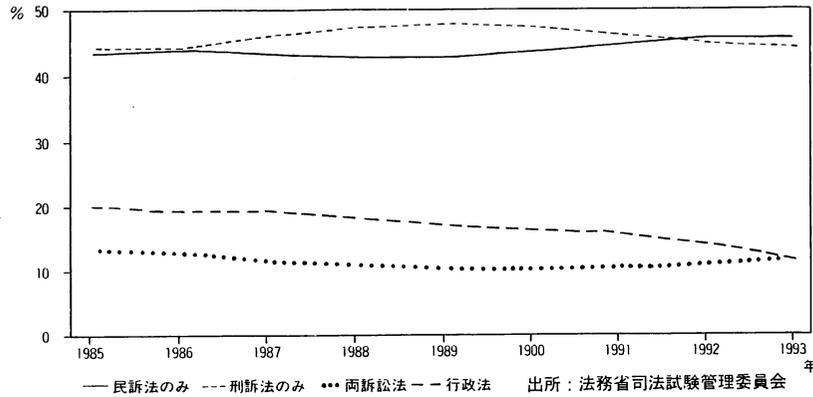


【写真1】被告の町役場会議室で開かれる都市計画(工場建設許可)取消訴訟の口頭弁論。ドイツのマンハイム高等行政裁判所の出張法廷



【写真2】中学校の教室を借りて開かれる都市計画(マンション建設許可)取消訴訟の口頭弁論。同裁判所の出張法廷

【図5】 司法試験受験者の訴訟法・行政法選択率の変化



(三) 学説の問題点

戦後、行政訴訟の特殊性を尊重する立場には、(イ)GHQ側から出された訴訟前置主義や執行不停止原則を擁護・主張する方向と、(ロ)実質的な武器の対等の確立のため特に通常の民事訴訟とは異なる訴訟実務の柔軟な運営に向かう道との二つがあった。だが、当時迫られた非情な現実の中で、傾向的に言えば権利保護意識に強い法律家や研究者は、別の道である(ハ)民事訴訟法原則を採った。同じく権利保護観に立つ裁判官集団の中に少なからずあった(ロ)の方向は次第に消えていった。いわゆる進歩的学説も職権証拠調べ、いわんや職権探知主義に対しては行政にのみ有利な制度としてほぼ一貫して批判的であった。ただしそれもやむを得ない状況であった。結果として、例えば社会保障事件の審理の特殊性への配慮といった観点はさほど取り上げられることなく、行政訴訟法の問題と言えば、訴訟要件論、訴訟形式論、訴訟物論などを中心とする非常に専門的な内容になり、各国の訴訟の実態・実務への関心はほとんど見られなかった。

(四) 裁判官の意識

戦後直後から一九六〇年代前半までの時期を扱った数十の論説・座談会・回顧記録を読んでもわかるのは次のような事情である。戦前の行政裁判所では比較的柔軟な扱いもあった。行政訴訟の分野で知られた戦後のかなり多数の裁判官は、訴

願前置主義を否定し、また行政訴訟なるが故の柔軟な訴訟運営を主張して実践している。他方、現行法制定時に参考人となった学者はすべて前置主義採用を主張した。野党は行政事件の訴訟制度に反対であり、結局、行訴法は「普通の民事訴訟の場合と少しは変わらないという考え方」で作られたのである。

一九五〇～六〇年代には、今日の判例理論では否定されかねない柔軟な手続を採った判決が少なからずある。しかし、七〇年代前半を節目にして行政判例の傾向は大きく変わるが、これに合わせずて弁論主義・当事者主義に立つと理解された訴訟法至上主義が出てくる。訴訟法は裁判官にとって金科玉条であるとか、行訴法は「非常によくできた……非常にありがたい法律で……問題点はあまり感じていない」という現職エリート裁判官の表現はその極致と言えよう。こうした「発想は、原告の不当なリスクの除去という観点を有しない欠陥理論」であり、「自分が当事者であつたらできないことを当事者に要求するという不遜なことが生ずるのである」。法理論の精密化がたいの場面原告の負担を増すことに帰着した。このリスク負担の発想は、争訟制度を市民化し、武器の対等を実現するためにもっとも重要な観点である。

(五) 弁護士事情

司法試験の受験者で行政法を選択する者の比率

の分、顧問弁護士の行政争訟観は市民にとってきわめて大きな比重を持つ。すべての顧問弁護士ではないにせよ、市民に優しい争訟手続観に立った顧問活動をしているか再検討の余地があり、すぐに和解を探ったり、訴訟要件その他の訴訟テクニックだけで勝負しようとしたりする対応も皆無ではないようである。また、自治体によっては顧問弁護士が民刑事事件にしか通じていないとの指摘もある。

〔注〕

- (17) 中平健吉「わが体的・行政事件訴訟の25年」自由と正義三八巻二一頁(一九八七年)五七頁、市橋克哉「行政訴訟の現状とその実効性」法の科学一五号(一九八七年)五二頁以下、山村恒年「裁判の現状と研究課題——行政裁判の分野から」法社会学四二号(一九九〇年)二七頁以下、濱秀和「実務を通じてみた行政訴訟制度の問題点」公法研究五二号(一九九〇年)一六頁以下等参照。
- (18) キューリンク(他)「連邦憲法裁判所判事に聞く——ドイツにおける行政訴訟と憲法訴訟」法律時報六四巻三三(一九九二年)九頁。
- (19) 一般に、日本では手続の前置し現象が各種行政領域で見られる。大橋洋一「住民参加と行政手続——地方公共団体の行政手続の分析」同『現代行政の行為形式論』(一九九三年)六九頁以下参照。この処理が法律上も認められていることである。
- (20) 『行政裁判五十年史』(一九九一年)七二頁以下

は、【図5】が示すように、一九八五年の一九・八七%から一九九三年の二一・一六%まで一貫して下がってきた。一九九二年を例にとると、原告側に弁護士がついた既済事件は五七三件ほどで、被告側についていた件数を合わせても六四一件ほどである。仮に一件に一弁護士と仮定すれば、平均的弁護士は三〇年に一回の機会しかない。俗に、行政事件は弁護士生涯に一度と言われるが、統計的にも当たっている。需要と実益の悪循環の結果であるが、需要がないのに司法試験受験生に行政(訴訟)法を強制し弁護士に研修を強要すること、コスト計算上は壮大な無駄になりかねない。長期的には、後述のように、行政法の中味が今少し変わらなければ受験強制も研修強制も市民・弁護士双方にとってあまり有意義なものとはならないであろう。

ところで、行政争訟と弁護士の関係論をする際に、弁護士全体をひとまとめにすることは慎重でなければならぬ。訴訟代理人となる弁護士であっても、主として行政側を代理する人と主として原告市民を代理する人に大別した議論が必要なことである(両方の役割を果たす例が少なくないことは、ここでは承知のうえである)。全国を対象とする筆者のランダム調査によれば、少数の弁護士が多数自治体の顧問弁護士をしている。公務員は定期的異動があるのに対して顧問弁護士の中には数十年その職にある場合もあって法務職員より過去の行政実例に詳しいことが稀ではない。そ

四 行政争訟改革の方向

実効的な「裁判(ないし権利救済)を受ける権利」を確立するためには、立法的な制度改革のほか、行政レベル、弁護士(会)レベル、市民レベルでなすことがあろう。その際には、市民に分かりやすい利用しやすい争訟手続自体を整備され、実践されることが原点となる。ここではいくつかの基本課題に絞って触れてみよう。

- (一) 争訟観の転換と制度設計の基本的あり方
まず第一に、長期的な理念論が必要と思われる。ドイツで一九八〇年代に行政訴訟三法律の統一化問題を契機とした法改正が行われた際にも、行政訴訟は弁護士の代理人を付けない法に無知な老人や障害者が一人でも提起するものであることが当

- 下。田中真次(座談会発言)ジュリスト二二〇号(一九九〇年)二二頁。
- (21) 杉本良吉「公法研究」九号(一九八八年)一一六頁におけるシンポジウム発言。
- (22) 園部逸夫「現代行政と行政訴訟」(一九八七年)七頁。
- (23) 六戸達徳(座談会発言)「現代型行政訴訟の検討」ジュリスト九二五号(一九八九年)九五頁。
- (24) 阿部・前掲書(注2)一七〇頁。
- (25) 最高裁判所事務総局「司法統計年報(民事・行政編)」(一九九二年)一九九頁。

然の前提であった。日本でも、「平均的な市民」にとどまらず「市民なら誰でも」提起でき遂行できる行政訴訟の仕組みを目指すことが目標となる。

ところで、行政訴訟制度を根本的に再考する場合に、とりわけ科学的・専門的な事件の増大を前にして、裁判所の機能・役割をどう考えるかという重大な分岐点がある。理念型をあげれば、一方は専門的な事項は行政部や専門的委員会に委ね裁判所は法手続面のチェックに徹するというものでアメリカ法的イメージのもの、他方は実体判断を裁判官自身が行うという形で大陸法的イメージのものである。この点は、行政不服審査制度や準司法的行政機関の再設計にも密接につながっているし、民訴法改正とも無関係ではない。

右の問題を詳論する余裕はないが、世界的に見れば、行政訴訟の特殊性に配慮した審査・訴訟手続の整備が一般に進んでいることに注目する必要がある。大陸ヨーロッパの動向にはここではあえて触れず近隣諸国に目を向けた。中国・韓国・台湾の近時の改革において、日本よりも遅れた規定も見られないわけではないが、優れた規定もしくは参考になる改革も少なくない。韓国における公正さを担保する審判機関の設置、ドイツの異議審査請求に類した制度、中国における上級庁の特設、審査機関に関する規定、義務づけ訴訟の採用、行政庁による関係文書の提出義務、審理期間の限定（中国では一審で三カ月、終審で二カ月）、被

査の限りではドイツには合議制の不服審査機関は見あたらず、異議審査手続は行政の事後手続（単なる見直し手続）と割り切り、権利保護の視点を前面に出さない。一つの考え方たえよう。逆に、オーストラリアでは七年から八六年にかけて独立性が強いものの審査請求前置主義をとらない総合的行政不服審判所が完成した。これは訴訟代替目的を持つようであり、そのため審査請求手続の過度の司法手続化に対する疑問も指摘する向きもあるようである。

なお、市民に優しい行政訴訟改革が本格的に構想されると、既存の諸制度、特に各種苦情処理、行政機関による紛争処理制度、自治体における監査委員制度、オンブズマン制度などの役割と限界も部分的に見直しされるを得ない。

(三) 法理論の転換

現行の行政実体法が違法行政のチェックを抑制する規定を置いている場合が少なくない。判例の進展に期待する余地も当然にあるが、法律自体の改正が好ましい例は枚挙に暇がない。

それ以上に急務であるのは、原告のリスクを解消ないし減少させるための解釈論の展開である。訴訟法が緻密でなかった時代には、訴訟類型の特定などは些末な問題のようである。例えば大審院児童推謙裁判官は今日の住民訴訟に相当する村人の訴えに認容判決を下している。現在では裁判実務に批判的な学説にあってもしばしば出訴の時点

告による挙証責任負担の原則、判決執行の保障、責任を有する公務員に対する懲戒や刑事責任の追究、参事制の採用なども注目される。中国で一九八〇年代後半に一部都市で行政訴訟制度の試行を行ったことも興味深い。他方、アメリカでも行政領域に特有の争訟手続の保障（例えば社会保障行政にあっては弱者のための職権主義的配慮）を立法・判例・行政実務が強めていることは参考に値しよう。

次に考えるべきは、現在の司法「容量」、とりわけ現行の裁判官数を前提にした議論はさしあたりすべきではないということである。仮にこの点を考慮するとしても、それは後述のように「公務員総定数」の問題として、現在の公務員の「大部屋主義」の見直しによって対処できることのように思われる。

(四) 行政訴訟二法の根本的改正

現在の行政訴訟については、基本的視点や範囲に違いはあるものの、すでに多くの改革論がある中には解釈論的に対応できるものも含まれているが、行訴法九条の改正、義務履行請求訴訟、事実行為撤廃請求訴訟の法定化、原則執行停止制度、訴え提起前も含めた仮処分（仮命令）制度、裁判所の釈明義務、職権証拠調べ、職権による文書提出命令、団体訴訟の採用、事後違法確認訴訟などの提案がある。そして、行訴法の根本的改正にあたっては、訴訟当事者の実質的な武器の対等を実

で訴訟物と訴訟類型の特定を当然のこととし、以後、訴えの変更、被告の変更など多くの難題を訴訟物論と結びつけて展開する。しかし柔軟な行政訴訟を実現するためには、出訴時点と訴訟類型・訴訟物論との切り離しが必要と思われる。阿部泰隆は、義務づけ訴訟をした場合に取消訴訟や不作為の違法確認訴訟が黙示的に予備的に併合されていると善解する可能性など柔軟な解釈をし、より一般的な柔軟な扱いは制度改革案の中に入れていたが、原田尚彦は訴訟形式の柔軟かつ寛容な扱いを解釈論上可能なものと見ているようである。詰めるべき諸問題はなお残されているが、基本的には行政訴訟の手続法は訴訟の標準的枠法として極力柔軟に運用されるべきである。

(五) 官僚機構の再構築と行政法教育・研修の再検討

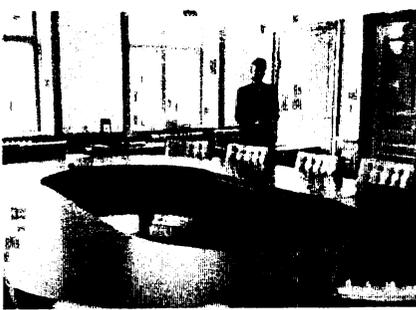
行政訴訟の活性化の条件として行政不服審査の活性化が必要であり、実効的な不服審査のために情報公開や行政手続の充実が必要である。例えばスウェーデンでは行政と司法が質的に異なるものとは考えられていないため行政手続と訴訟手続が近似しており、「責任のある地位の公務員は自身を裁判官職に在る者とみなすだけでなく、通常裁判所によって採用されている原則に近似するそれに従って仕事を」（【写真5】参照）。同国の公務員法では、公務員の責任が厳格で、上司に対する服従義務が著しく制限され、法令違反が明らかであれば拒否権があり、違法な職務命令に対

現するために、手続法の解釈原則を総則規定の中に置いて、種々の審理原則を定め、裁判官の義務を強めることが必要であろう。当事者主義と弁論主義というわずかのキー・ワードのみに頼るのではなく、例えば社会保障事件など行政領域の特殊性に配慮した手続を可能とするような確認規定が必要であると思われる。ドイツでは八〇年代末に統一行政訴訟法制定作業が頓挫したが、行政領域毎に特殊な手続法が発達していることもその主因の一つであった。

行政不服審査制度の将来像については、既述のように問題が多い。行政の現場では、ハガキで提起される審査請求を善解するなど柔軟な「優しい」対応も見られないわけではない。しかし、行政不服審査制度を権利救済制度として位置づけ、審査請求原則、当事者争訟・弁論主義的な構成をとったことが果たして「簡易迅速」な救済に結実したかは、根本的に問題とされてよからう。権利救済と行政運営の自己監督を対比し、前者を好ましい指導原理とする通説が妥当するための条件を再検討すべきである。専門的審査機関を設置・強化する方向が多く論者により支持されているが、権利救済が強調され審査機関の独立性と審査実務の対審制が強められるほど裁判手続に類してきて、四審制ないし五審制（通常は異議申立前に事実上の交渉過程を含むので六審制！）に近づく。社会保障の領域で目立つが、これでは請求人・原告の死亡を待つ制度のようにも見える。筆者の現地調

して公務員は異議申立権を持ち、違法行為をする」と当該公務員は処罰される。ドイツでも同じである。そしてこの両国とも行政文書の理念、内容および管理も根本的と言えらるまでに日本とは異なっている。

わが国では情報非公開、公務員の権限・責任配分の不明確性、行政文書管理技術の未成熟により、法的な問題点ないし法的手がかりに市民が容易に到達できない。まず公務員が行政（争訟）法の研修を受け得る比率は極めて小さい。ことに八〇年代には自治体の職員研修に占める法制（法律）科目は減少してきた。研修の量的時間的制約の中で「政策」研修に押し出された格好である。行政法（学・理論）の知識が公務員に不可欠ではなく、



【写真5】 ラウンド・テーブルが置かれたストックホルム高等行政裁判所小法廷

法関係の不明確性から生ずる不利益を市民・原告に負担させる行政現場では十分な法的見識がなくとも見れば真似(OJT方式)でやっていけたのである。法学部卒の公務員であっても不服審査手続を具体的に学ぶことなく、教示の際に上級庁を必ずしも正確に特定できるわけではないが、それでも当該公務員に不利益が生ずることはない。これを改善するには、ドイツ等のように権限配分を明確化して担当公務員に対してリスクを負わせる制度、理論、その前提として有能な公務員を責任ある地位につける勤務評定制度や昇進ルールの確立が必要である。ドイツの各種の公務員養成学校・大学校では高級・上級職員はもとより中級・初級の公務員にも、通達・訓令の非法源性、「行政行為」の成立要素の一つとして正しい「教示」を要すること、行政文書の作成技術、異議審査の裁決書の書き方等を理論的に教育し実務研修を行ったうえで初めて公務に就かせるのである【写真6】。このように裁決書を自分で書く能力があれば日常の業務も裁決書レベルの法律論を意識した水準になる。ここで詳論する紙幅はないが、日本の第一線の行政現場でなくともむしろ行政法(学)の内容と従来の公務員研修にもつむむ行政法(学)の内容も根本的な見直しを必要としよう。うがった表現が許されるならば、日本の従来の行政法理論は、違法・適法の基準を構築するものであるため、「これまでやっていてもお違法にはならない」ことを教えてしまう。市民にとって好ましい法的



【写真6】 行政不服審査裁決書の書き方についてOHPを使って実習をするドイツ・バイエルン州官更大学の学生(ホーフ市)

対応や市民に優しい行政のあり方を含んでいないのである。九〇年代に入って日本の自治体現場でも改めて公務員の法的な知識や思考の必要性が再認識され始めているように見えるが、このたびに成り立した行政手続法の行政現場における研修に併せて、不服審査の決定書・裁決書まで自ら書ける程度までの訓練が行われるのであれば、日本の法治行政と行政訴訟の活性化の観点から歓迎すべきことである。

司法試験では行政法の内容の改善を加えた上で憲法科目と一体化し必修化すべきと思う。ドイツでは民事、刑事および行訴が必修科目、イタリアの司法試験の筆記試験は、民法及びローマ法、刑法、行政法である。

(五) 裁判所と裁判官

裁判官には特に戦後直後から一九六〇年代頃にかけての当時の裁判官による発言を読み返し、自ら少数者の保護機関としての役割を持ち、この感覚を行政訴訟に活かすべきことについて再認識をしてもらいたい。裁判所が「全体として巨大な組織」で「個人ないし個別チームプレイの時代は終わっている」というのは「裁判官の独立」論からして大きな誤解であろう。判例拘束論、裁判官会同・協議会、裁判官人事、判例交流などについて個々の裁判官(裁判部)の独立論の観点からの吟味が必要である。このような意味で、行政訴訟ではアクロバットの解釈もときには行われてよい。ドイツでも行政専門弁護士のはほとんどは行政側の代理人である。裁判官自身には、本人訴訟のみならず、弁護士が代理する訴訟でも親切的対応が求められる。

(六) 市民と弁護士を結ぶもの

弁護士もまた依頼者との関係において「裁判を受ける権利」を行政訴訟レベルで具体化する行為が求められよう。

市民、中でも社会的弱者や法的知識の不十分な人の行政訴訟へのアクセスを容易にする情報提供活動、法律扶助の充実、(きわめて困難であるが)見込まれる訴訟費用総額の提示が、また、合理的・効率的代理活動が行われるための行政訴訟情報セ

ンター設置も有益であろう。日本の社会風土では非常に難しいが、自治体等の法務職等を退職した人たちに再研修をし、ボランティアとして活動してもらおうなどのアイデアも考えられないではない。併せて市民が行政訴訟に明るい弁護士にアクセスしやすい方策の開発も必要である。

弁護士は、少なくとも現行法の訴訟原則のうち市民の救済に活用できるものを忠実に実践すべきである。直接主義、口頭主義や集中審理を貫けば、当事者の生の声を聞いた裁判官の判決が得られるし、本人も納得する度合いが高い。今やそのような実践を試みる裁判官も現れ始めている。

なお、弁護士会が国と地方を問わず各種審議・審理機関に依頼を受けて弁護士委員を派遣することが少なくない。単なる名誉職と化したイエスマンではなく、制度の趣旨を十分理解した人が送られているかどうか自己点検も必要かもしれない。それにしても、原告側弁護士が(知的所有権関係や税務関係など一部の争訟を別として)いつまでもボランティアまたはそれに近い形で活動する状況は極力避けられなければならないであろう。本来は原告を代理しても採算に合うような行政訴訟になるための条件探索が必要であるが、当分難しい課題として残るであろう。

(七) 行政訴訟法改革の手順

まず、現行行政訴訟法法の制定時に弁護士(公)がどのように関わったのか、史的検証が必要であ

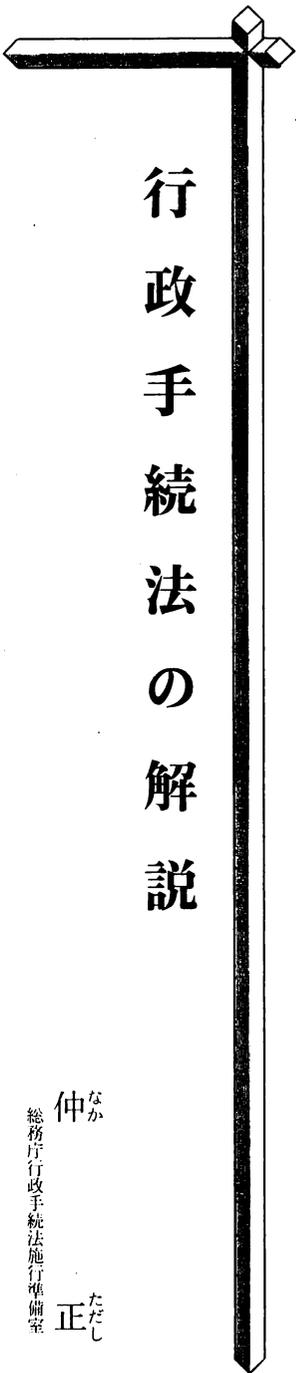
ると思われる。その上で、今後積極的に、例えば弁護士会と研究者が共同で早急に行政不服審査法および行政事件訴訟法の抜本的改革案を作成するなどの活動が必要である。その際には、行政訴訟を経験・関与した市民、弁護士、行政職員の声を聞くとともに、行政職員の法的資質の好ましいレベルを想定し、それに到達するための方策を探ることも重要な課題となろう。諸外国における行政訴訟実務の実態、争訟手続への市民参加などの調査・研究もきわめて有益、というより緊要であろう。

一部からは裁判官の現員を基礎として濫訴や訴訟経済を理由とする行政訴訟の拡大防止策も主張されよう。そもそも裁判官定員が他の先進国と比較して非常に少ないのであるから、増員は不可避である。その際には先に述べた行政職員の大部屋主義スタイルの見直しに伴う責任明確化、決裁制度の簡素化などにより、裁判官定員の拡大を導き出すような議論や科学的・実証的シミュレーションも求められることにならうか。

▶ 注

- (26) Vgl. BT-Drucks. 11/7030, S. 32.
- (27) ドイツのある高等行政裁判所裁判長が述べるように、職権探知主義は歴史的には行政の自己統制の道具として発展してきたが、今日では両当事者の武器の対等を実現する手段として基本法(憲法)一九条四項の権利保護保障条項から導かれている。Stalkens, NVwZ 1982, S. 83.

- (28) 提案内容はそれぞれ異なるが、南・前掲書(注2)六三頁以下、阿部・前掲書(注2)二七頁以下、兼子仁「行政事件訴訟法の改革立法案」公法研究五二号(一九九〇年)二二三頁以下等を参照。
- (29) 例えば「制度利用資格の不平等」を論ずる阿部昌樹「規制行政と紛争の容容——京都市におけるマンション建設紛争を素材として」法学雑誌(大阪市大)四〇巻一号(一九九三年)五九頁以下を参照。
- (30) 阿部・前掲書(注2)二八頁、二九八頁、原田尚彦「行政訴訟類型の多様化論争」法学教室(一九八五年)五一頁。
- (31) ドイツではこうした善解を活用した実務が常態であることについて、木佐・前掲書(注5)三二二―三三〇頁。
- (32) 萩原・前掲書(注4)一一、二五、三三頁などを参照。
- (33) ドイツでは不作為訴訟の前に異議審査前置主義があるが、それは権限をもつ官吏の義務違反に伴う個人責任追及の契機とするためである(Kopp, Gutachen B zum St. Deutschen Juristentag, 1982, S. 81)。
- (34) 「第一線の行政官が、教示なんかやれませうか」ということを私はいつも疑問に思っているのです。田中貞次・前掲座談会(注20)一四頁。古い発言だが今も妥当。
- (35) 園部逸夫「現代行政と行政訴訟」(一九八七年)三〇二頁。
- (36) 東京地決平二年六月一三日判時二六七号一六



行政手続法の解説

はじめに

三十年來の懸案であった行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という）が、第一二八回臨時国会において、政府提出案のとおり成立し、平成五年一月一日公布された。

行政手続の法的整備については、昭和三十九年、第一次臨時行政調査会が「行政の公正確保のための手続の改革に関する意見」において、公正で民主的かつ能率的な行政を実現するために専門的な調査会を設置して統一的な行政手続法を検討することを提言した。しかし、これは、結局、実行されなかった。その後、昭和五十八年三月、第二次臨時行政調査会の最終答申において、さらに、平成二年四月、第二次臨時行政改革推進審議会の最終答申において、同趣旨の提言が繰り返された。そして、同年

一〇月、第三次臨時行政改革推進審議会の初会合において、海部内閣総理大臣から、我が国の行政手続の内外への透明性の向上、公正の確保等を図るための法制の統一的な整備について早急に検討をお願いしたい旨の挨拶がされた。行政手続法の立案作業は、正式にはこの諮問から始まった。同審議会は、「公正・透明な行政手続部会」を設置（部会長・角田禮次郎元最高裁判所判事、部会長代理・塩野宏東京大学教授（当時））して検討を進め、平成三年二月二日、「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」（以下「手続答申」という）を政府に提出した。政府は、これを受けて、同月二十八日、手続答申に沿って立案作業を進め、早期に国会に提出を図る旨の閣議決定を行った。行政手続法案及び整備法案の立案作業は、総務庁行政管理局に置かれた行政手続法制定準備室を中心に、各省庁の協力を得て精力的に進められた。

両法案は、平成五年五月二十四日、第一二六回通常国会に提出された。そして、六月八日、衆議院本会議において趣旨説明及び質疑が行われたが、実質的な審議に入ることなく、同月一八日の衆議院の解散に伴い、廃案となった。同年九月二十七日、両法案は、再度、第一二八回臨時国会に提出された。そして、一〇月二六日の衆議院本会議において全党一致で可決され、参議院に送付された後、十一月五日の参議院本会議において全党一致で可決され、成立した。行政手続法及び整備法については、現在、平成六年一〇月一日の施行をめざして、国及び地方公共団体において、鋭意準備作業が進められているところである。以下、行政手続法の内容について解説する。

一 目的

行政手続の法的整備については、昭和三十七年に

頁。これは事件の移送決定をめぐる特別上告に対して最高裁が行った決定を覆す内容のものである。もともと取消訴訟が提起された京都地裁の裁判官の示唆によって、後に提起された同一処分無効確認訴訟の係属する同地裁に、上告審で確定した東京地裁係属の取消訴訟を関連請求訴訟として再度移送するものである。取消訴訟中心主義の発想からは思いつかない扱いである。この件について、阿部・前掲書（注（二））二二頁も参照。

(37) 行政法が司法試験の必修科目とされているドイツですら、行政裁判官は多くの場合弁護士が行政法に通じていないことを前提として審理を行う。行政法専門弁護士の制度があるにも拘わらず、その資格を持つ弁護士は全国で三十数名でしかない（一九八九年調査時）。

(38) 行政法の改正にあたる所管省にして争訟の一方当事者でもある法務省の組織体制のあり方も重要な課題であるが、ここでは立ち入らない。これについては、木佐茂男「訟務制度にみる公共性と法治主義」（一）（二・完）『北大法学論集』四一巻五・六号、四二巻一号（ともに一九九一年）を参照。

（付記 本稿執筆にあたって参照した内外の行政訴訟を中心とする文献は四〇〇点余にのぼったが紙幅の制約上引用を限定せざるを得なかったことをお断りしたい。）

【本稿のデータ出所一覧】

人 口：日本については総務庁統計局相談室、外国については総務庁『国際統計要覧』および各国関係者から直接入手

日 本：『司法統計年報』各年版、『法曹時報』各年版

台 湾：北大大学院博士課程林素鳳さん提供の行政法院行政訴訟案件の各年統計と最新人口

韓 国：建国大学校法科大学金鐵容教授提供の各年度の司法年鑑と最新人口

中 国：名古屋大学大学院博士課程張勇氏提供の『人民日報』1993年10月12日付、罗豪才主編『中国司法審査制度』北京大学出版社（1993）66頁以下

ドイ ツ：ドイツ統計局提供の各行政系裁判所資料および Statistisches Jahrbuch 各年版

スウェーデン：1990年現地調査時入手

ポーランド：小森田秋夫「ポーランドにおけるオンブズマンの誕生（二）」社会科学研究45巻6号（1994）（近刊）

フランス：日弁連司法シンポジウム運営委員会ヨーロッパ調査団「この目で見たヨーロッパの司法」（1990）

イギリス：榎原秀訓「イギリスにおける行政訴訟件数の急増とその対策」企業法研究（名古屋経済大学）6号（1994）47頁以下（52頁の統計より刑事事件を控除して算出）

オーストリア、スイス：BDVR(hrsg.), Dokumentation zum Achten Deutschen Verwaltungsrichtertag 1986, 1987, S. 268

旧 ソ 連：市橋克哉「ソ連における行政訴訟改革」『現代行政法の理論（室井力先生還暦記念論集）』（法律文化社、1991）506頁

なか ただし
仲 正
総務庁行政手続法施行準備室